

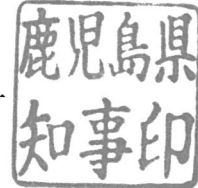
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 大分県大分市新川町二丁目8番20号
氏 名 井上化学工業株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 清水貴之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年3月31日
許可の有効年月日 令和12年3月30日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、銧さい、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成6年3月31日	
更新許可	平成11年3月31日	
変更届出	平成13年6月14日	住所を「大分県大分市大字畑中459番地の1」から「大分県大分市豊海五丁目4番6号」に変更
変更届出	平成14年10月4日	法人の代表者を「井上徹」に変更
更新許可	平成16年3月31日	

鹿児島県知事

変更許可	平成20年1月11日	取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず，金属くず，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，鋳さい，ばいじん，紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），動植物性残さ」を追加
更新許可	平成21年3月31日	
優良確認	平成23年12月12日	
更新許可	平成28年3月31日	
優良認定	平成28年3月31日	
変更届出	令和元年7月16日	法人の代表者を「井上徹」から「清水貴之」に変更
変更届出	令和4年5月20日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
変更届出	令和5年1月27日	住所を「大分県大分市豊海五丁目4番6号」から「大分県大分市新川町二丁目8番20号」に変更
更新許可	令和5年3月31日	
優良認定	令和5年3月31日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無

備考

「優良」の表示は，産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として 環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。